

# 県南家畜衛生情報



## 今号の主な内容

平成19年管内における監視伝染病の発生状況について  
肉用繁殖牛のヨーネ病検査が始まります  
馬インフルエンザにかかる防疫対応について  
子牛の疾病予防講習会を開催しました！！  
届出事項の変更は忘れなく！  
平成20年度特定疾病予防注射接種料金のお知らせ

2008

第34号

平成20年3月28日

## 平成19年管内における監視伝染病発生状況について

### 1 家畜伝染病

病名	畜種(品種)	市町数	戸数	頭数	備考
ヨーネ病	ホルスタイン種	1	1	1	
	黒毛和種	2	4	8	

### 2 届出伝染病

病名	畜種(品種)	市町数	戸数	頭数	備考
牛白血病	ホルスタイン種	4	30	30	
	黒毛和種	7	17	17	
牛サルモネラ症	ホルスタイン種	1	1	5	真症
	"	1	1	6	疑症
馬インフルエンザ	軽種	1	1	3	真症
	"	2	2	54	疑症
破傷風	黒毛和種	1	1	1	
牛ウイルス性下痢・粘膜病	黒毛和種	1	1	2	持続感染牛

#### 【家畜伝染病】

ヨーネ病は3市5戸9頭の発生がありました。黒毛和種での発生は全て過去に発生のある農場でした。

## 【届出伝染病】

牛白血病は延べ 11 市町 47 戸 47 頭の発生がありました。依然として発生頭数は多いものの昨年より低下傾向にあります。摘発時の平均年齢は、ホルスタイン種で 4.6 歳（1～7 歳）、黒毛和種で 6.2 歳（1～15 歳）でした。

牛サルモネラ症は延べ 1 戸 11 頭の発生がありました。主症状は発熱、著しい乳量の低下、水様性下痢でした。発症を防ぐには、ワクチンが有効です。

我が国で 36 年ぶりの発生となった馬インフルエンザは管内では延べ 2 市 2 戸 57 頭の発生がありました。

破傷風は 1 戸 1 頭の発生がありました。当該牛は約 2 週間前に分娩しており、子宮に多数の原因菌が認められたことから、子宮内感染により発症に至ったと思われました。

牛ウイルス性下痢・粘膜病は 1 戸 2 頭の発生がありました。いずれも持続感染牛（PI 牛）の摘発でした。PI 牛は、生涯同ウイルスを分泌・排泄し続け、本病の感染源となるため早期発見・淘汰が大切です。本病の予防にはワクチンが有効です。

お問い合わせは 防疫課 まで

## 肉用繁殖牛のヨーネ病検査が始まります

ヨーネ病は慢性頑固な下痢を主徴とし、衰弱死の経過をとる牛、めん羊及び山羊の家畜伝染病です。全国で発生が年々増加傾向にあり、岩手県では平成 16 年以降、肉用繁殖牛での発生が増加しています。平成 18 年には肉用繁殖牛 14 頭の患畜が発生し、年々被害が拡大しています。

**岩手県では、本病のまん延を防止するため、平成 20 年度から肉用繁殖牛のヨーネ病検査を実施します。**

### 1 岩手県肉用繁殖牛ヨーネ病検査の概要

根 拠：家畜伝染病予防法第 5 条の規定に基づく有料の検査です。

対 象：肉用の繁殖牛及び繁殖用育成牛で 1 歳以上の雌牛が対象です。

実施期間：平成 20 年 4 月から 5 年間かけて県内全飼養農場で検査を実施します。

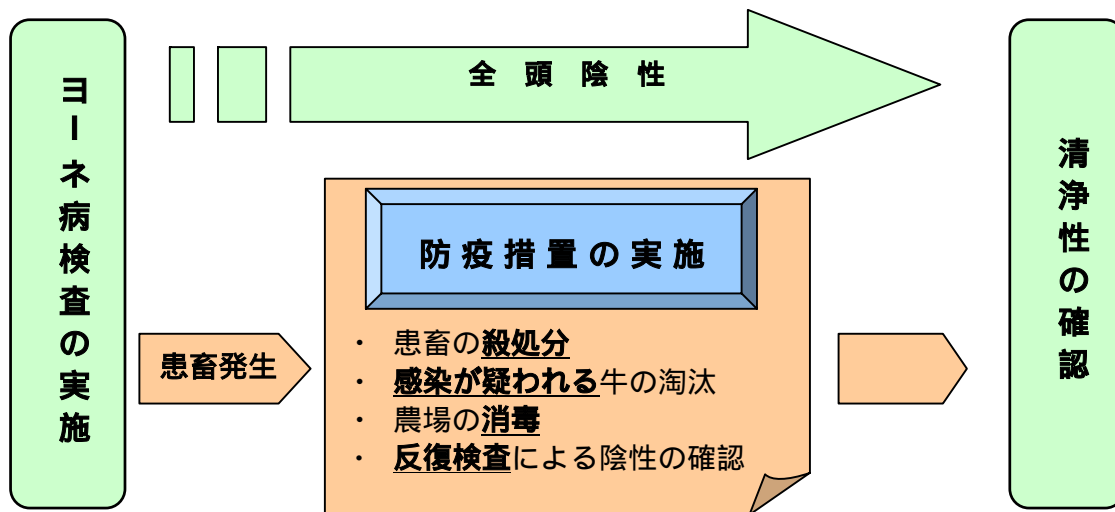
飼養者の方は 5 年間のうち、1 度検査を受けることになります。

検査方法：血液を採取し、血中のヨーネ病抗体の有無により感染を確認します。

手 数 料：1 頭 720 円（予定）

## 2 防疫対策の概要

本病に対するワクチンや治療法がないため、フロー図に示す感染牛の摘発・淘汰が対策の基本です。農場では、定期的な畜舎の清掃・消毒を実施し衛生的な飼養環境を保つこと、飼養牛や導入牛の健康確認を十分に行い本病の早期発見を普段から心がけることが対策として重要です。本病が疑われる場合は早期に獣医師や家畜保健衛生所にご相談ください。



## 3 本病発生時の手当金等

(1) 本病と診断された牛(患畜): 家畜伝染病予防法に基づく殺処分を実施。

家畜伝染病予防法に基づき評価額(上限49万円)の4/5が手当金として支払われます。

(2) 感染のおそれのある牛(患畜の産子等): 自主淘汰を指導。

自主淘汰を実施した飼養者に評価額(上限49万円)の9/10を支給する清浄化促進対策を予定しています。

**本病が発生した場合、清浄化までに長い時間と多くの労力を要するため、関係機関・団体を含め地域一丸となった取り組みが必要です。関係各位のご理解とご協力をお願いします。**

お問い合わせは 防疫課 まで

## 馬インフルエンザにかかる防疫対応について

昨年、日本中央競馬会トレーニングセンターで飼養されている馬において本病の感染が確認され、国内で終息に向けた防疫対応がとられてきました。1月に入って、滋賀県栗東トレーニングセンターで確認された以降も、茨城県美浦トレーニングセンター等で散発的な感染が確認されています。

現在、本県においては流行の終息をみたところですが、繁殖シーズンを迎え、馬の移動および交流も頻繁になります。

つきましては、馬飼養関係者の皆様は、次のことを踏まえ、本病の発生予防および拡大防止についてご協力いただきますようお願いします。

- 1 厩舎等の定期的な消毒、導入時や出入りの際の馬体・馬具の消毒など、馬の飼養衛生管理を行い、本病の侵入防止に努めること。
- 2 飼養馬に対する予防接種を徹底すること。
- 3 発熱などの臨床症状の異常が認められ本病が疑われる場合には、獣医師もしくは家畜保健衛生所まで連絡し、検査を行うこと。
- 4 検査の結果、陽性馬が確認された場合には、隔離の措置又は移動の制限を行い、他馬への感染を防ぐとともに、検査陽性馬との同居歴等から感染が疑われる馬の検査を行うこと。
- 5 収容されている施設、厩舎等の消毒及び出入り口における人の手指・衣服・靴底、馬体・馬蹄、馬運車、馬具等の消毒を行うこと。

お問い合わせは 防疫課 まで

## 子牛の疾病予防講習会を開催しました！！

2月28日、気仙地方森林組合を会場として、陸前高田市農協管内の生産者を対象に子牛の疾病予防講習会を開催しました。

講習会は、陸前高田市農協管内の生産者、臨床獣医師および当所で取り組んだ初乳バンクによる黒毛和種子牛の疾病予防対策事例をはじめ、(株)微生物化学研究所による呼吸器・下痢症予防対策や一関農業改良普及センターによる簡易放牧事例等盛りだくさんの発表となりました。

講習会終了後も生産者から、子牛の疾病に関する質問が出され、活発な意見交換が行われました。

主な講習内容は以下のとおりです。

### **初乳バンクによるホルスタイン種余剰初乳を用いた黒毛和種子牛の疾病予防対策について**

品質を評価した安全なホルスタイン種の余剰初乳を黒毛和種子牛に補助給与(初乳バンクによる凍結保存初乳の活用)することで、初乳の給与失宜を原因とする受動免疫伝達不全による子牛の事故低減が可能。

### **子牛の呼吸器病、下痢症対策について**

(株)微生物化学研究所の岡田先生より、子牛の下痢症及び呼吸器病に関する最新の知見とワクチンプログラムについて。

### **外で牛を飼おう！(はじめませんか？電牧で放牧)**

一関農業改良普及センターの菊池普及員より、果樹園用支柱や足場用単管などリサイクル資材を用いた低コスト電牧の紹介。



お問い合わせは 衛生課 まで

## 届出事項の変更はお忘れなく！

### 薬事法に基づく動物用医薬品販売業者の皆様へ

薬事法の規定により、動物用医薬品販売業を廃止、休止、若しくは再開したとき、又は省令で定める次の事項を変更したときは30日以内に店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

医薬品販売業者の氏名若しくは名称又は住所

医薬品販売業者が法人の場合、その業務を行う役員又はこれに準じる者

一般販売業、薬種商販売業及び特例販売業にあつては、店舗の名称、その構造設備の主要部分又はその兼営事業の種類

一般販売業にあつては、その管理者の氏名又は住所

一般販売業者にあつては、一般販売業の管理者以外に店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師を置く場合にはその者の氏名

配置販売業及び特例販売業にあつては、その取り扱う医薬品の品目（当該品目の取扱いを廃止する場合に限る）

配置販売業にあつては、配置区域又は配置員の数



二以上の法人が合併した場合、滅する法人が所有していた店舗は「廃止」となり、販売業を継続する場合は「新規」に許可申請が必要です。

（詳しくは担当までお問い合わせ下さい）

店舗のある地域を所管する家畜保健衛生所に、店舗ごとに届出・申請をします。

### 飼料安全法に基づく飼料または飼料添加物販売業者の皆様へ

飼料安全法の規定により、飼料または飼料添加物販売業の届出をしたものは、その届出事項に変更があった場合・事業を廃止した場合は、その日から1ヶ月以内に都道府県知事に届出なければなりません。

氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

販売業務を行う事業場及び当該飼料または飼料添加物を保管する施設の所在地

販売に係る飼料または飼料添加物の種類



届出は、法人であれば本社が行い、所有する事業場  
すべてについて、一括で届出ができます。

本社のある地域を所管する家畜保健衛生所に届出ます。

### 獣医療法に基づく“診療施設”開設者の皆様へ

獣医療法の規定により、診療施設の休止・廃止・届出事項の変更があった場合は、10日以内に診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に届出をしなければなりません。

異動に伴う診療の業務を行う獣医師の氏名の変更や法人等における合併等に伴う開設者（法人の代表など）や診療施設の名称の変更など、開設時に届け出た事項に変更があった場合、速やかに届出をしてください。

次の事項に変更がある場合に届出が必要です。

開設者の氏名及び住所

診療施設の名称

開設の場所

開設の年月日

診療施設の構造設備の概要及び平面図

（エックス線装置がある場合、当該エックス線装置の製作者名、型式及び台数、エックス線高電圧発生装置の定格出力などの概要）

管理者（獣医師）の氏名及び住所

診療の業務を行う獣医師の氏名

診療の業務の種類

診療施設のある地域を所管する家畜保健衛生所に届出ます。



お問い合わせは 衛生課 まで

## 平成20年度

### 特定疾病予防注射接種料金のお知らせ

平成20年度に岩手県南家畜衛生推進協議会で取り扱う各種ワクチンの接種料金は以下の通りです。(昨年と同じ料金)

事業区分	ワクチン名	接種料(円)
受託事業	牛5種混合(生)	1,900
	牛5種混合(不活化)	1,650
	牛6種混合(生不活化)	2,100
	牛アカバネ病	1,650
	牛ヘモフィルス	1,200
	豚丹毒	160
	豚丹毒(不活化)	170
独自事業	日本脳炎・パルボ混合(生)	1,300
	豚日本脳炎(生)	600
	馬日本脳炎	1,000

接種料金は1頭1回の金額(消費税含む)

お問い合わせは 岩手県南家畜衛生推進協議会 まで

#### 編集・発行

〒023-0003 岩手県奥州市水沢区佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所 TEL 0197-23-3531 FAX 0197-23-3593  
(<http://www.pref.iwate.jp/~hp2514/>)

岩手県南家畜衛生推進協議会 TEL 0197-24-5532 FAX 0197-23-6988